

独占禁止法基本問題懇談会（第13回）議事概要

平成18年6月21日

1 日時 平成18年6月19日（月）13：30～16：00

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
委員	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	角田 真理子	明治学院大学法学部助教授
	西田 典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
	日野 正晴	駿河台大学法科大学院研究科長
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

（専門調査員） 今井 法政大学教授、川出 東京大学教授、中川 神戸大学教授

（その他） 公正取引委員会 伊東 経済取引局長

（事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西 室長、別府 次長、寺川 参事官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 今井専門調査員からの調査報告
- (3) 川出専門調査員からの調査報告
- (4) 中川専門調査員からの調査報告
- (5) 質疑応答
- (6) 閉会

5 各専門調査員からの調査報告

(1) 今井専門調査員

ア イギリスに関し、金銭的制裁、カルテル罪、二重処罰の禁止、資格剥奪命令、手続上の諸問題(各機関による処分、対象者の権利・義務違反に係る罪等)、EU加盟国相互の調整について、報告があった。(資料1-1参照)

イ フランスに関し、金銭的制裁、カルテル等罪、金銭的制裁とカルテル等罪との関係(重複適用、二重処罰の禁止)、競争評議会、競争・消費・不正行為防止総局の権限等、ヨーロッパ委員会との関係、EU加盟国との協調について、報告があった。(資料1-2参照)

ウ EUに関し、EU競争法における fine の性格、欧州委員会の fine 賦課権限と fine 賦課に係るガイドライン、欧州委員会による競争法執行に際しての関係者の聴聞等(関係者の手続的権利)について、報告があった。(資料1-3参照)

(2) 川出専門調査員

ドイツに関し、過料、刑事罰、その他の措置(損害賠償請求や公共工事の指名停止等)、違反に対する調査・審理手続、不公正な取引方法に対する規制、EU競争法との関係について、報告があった。(資料2参照)

(3) 中川専門調査員

米国に関し、連邦法一般における違反行為に対する措置体系、連邦反トラスト法におけるハードコア・カルテルに対する措置体系、ハードコア・カルテル以外の行為、独占化・価格差別等に対する措置体系、連邦取引委員会法5条(不公正な競争方法および消費者保護法)に対する措置体系、

被害者救済制度、行政審判手続における適正手続、わが国の不公正な取引方法に対応する行為の規制について、報告があった。(資料3参照)

6 質疑応答

上記の報告に対する質疑応答は、概ね以下の通り。

- ・ 欧州各国において、競争法違反に係る法人に対する刑事罰の導入をめぐる現在の議論はどのような状況か。

イギリスでは、一般に法人に対する刑事罰が認められているが、競争法分野ですぐに導入するという機運はない。フランスでは、EU競争法で法人に対する刑事罰がないことを踏まえ、それにしがっている。ドイツでは、法人に対する刑事罰そのものがなく、導入しようという議論はない。

- ・ 米国において、ハードコア・カルテル以外のカルテルに対して民事制裁金を課す権限が当局にある場合、3倍賠償が行われれば、民事制裁金を課さないのか。それとも、3倍賠償が行われても、民事制裁金を課すのか。

3倍賠償がなされているというだけで民事制裁金を課さないということはない。

- ・ イギリスにおいては、行政庁が金銭的不利益を課す際に求められる立証水準はどの程度か。

イギリスでは、一般に、通常の民事訴訟と同様の立証水準とされているが、高額な金銭的不利益を課す場合には、それよりも高い水準が要求されている。ただし、刑事訴訟における立証水準ほどではない。

- ・ イギリスのカルテル罪で要求される「不誠実に(dishonest)」の要件の内容は、故意の要件の内容とどう異なるのか。

故意よりもさらに悪質なものとされている。

- ・ 欧州諸国では、金銭的不利益の算定を、賦課庁の裁量に委ねているが、算定された額について不服申立が頻繁になされることはないのか。

EUでは、多くのケースで不服申立がなされている。不服申立においては減額されるケースがほとんどである。ドイツでも争われるケースが多い。

7 今後の予定

次回の会合(6月27日)では、論点整理(案)について、議論することとした。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)